

敵基地攻撃 「朝日」「東京」も政府答弁との矛盾指摘



顧問する志位和夫委員長(左) = 1月31日、衆院予算委

日米安保あるのに保有

「他に方法がない場合に限りは保有は必ずか」

【一面のこぼれ】
 敵基地攻撃能力の保有が憲法の範囲内かどうかをめぐっては、1959年の伊能重雄防衛大臣答弁(左)と、1972年の田中角栄首相答弁(右)が対照的だ。

伊能重雄防衛大臣は「他に方法がない限りは保有は必ずか」といっているが、田中首相は「他に方法がない場合に限りは保有は必ずか」といっている。伊能氏は「他に方法がない限りは保有は必ずか」といっているが、田中首相は「他に方法がない場合に限りは保有は必ずか」といっている。

表① 1959年3月19日 伊能重雄防衛大臣答弁

「誘導弾等による攻撃を防御するのに他に全然方法がないと認められる限り、誘導弾などの基地をたたくことは法的には自衛の範囲に含まれており、また可能である」「しかしこのような事態は今日においては現実の問題として起こりかたいのであり、こういう仮定の事態を想定して、その危険があるからといって平生から他国を攻撃するような、攻撃的な脅威を与えるような兵器を持つてはいることは、憲法の趣旨とするところではない。かようにこの二つの観念は別個の問題で、決して矛盾するものではない」

表② 1972年10月31日 田中角栄首相答弁

「専守防衛ないし専守防御とは、防衛上の必要からも相手の基地を攻撃することなく、もっぱらわが国土及びその周辺において防衛を行うということであり、これはわが国防衛の基本的な方針だ」

9条破壊許さぬ世論さらに

集団的自衛権のもとで行使

日本への攻撃なくとも

また、政府が集団的自衛権の行使として敵基地攻撃を行うとしていることについて、朝日新聞は「憲法解釈(憲法)のロケットを指して、憲法を破る行為だ」と批判している。朝日新聞は「憲法を破る行為だ」と批判している。朝日新聞は「憲法を破る行為だ」と批判している。

専守防衛の定義では

相手の基地を攻撃せず

志位氏が示した田中角栄首相の「他に方法がない場合に限りは保有は必ずか」という発言は、伊能重雄防衛大臣の「他に方法がない限りは保有は必ずか」という発言と対照的だ。伊能氏は「他に方法がない限りは保有は必ずか」といっているが、田中首相は「他に方法がない場合に限りは保有は必ずか」といっている。

問題提起せよメディア

名古屋学院大学教授 飯島滋明さん



「敵基地攻撃能力」の保有は、憲法の範囲内かどうかをめぐっては、1959年の伊能重雄防衛大臣答弁(左)と、1972年の田中角栄首相答弁(右)が対照的だ。伊能氏は「他に方法がない限りは保有は必ずか」といっているが、田中首相は「他に方法がない場合に限りは保有は必ずか」といっている。

「敵基地攻撃能力」の保有は、憲法の範囲内かどうかをめぐっては、1959年の伊能重雄防衛大臣答弁(左)と、1972年の田中角栄首相答弁(右)が対照的だ。